

函館市食育計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における食育計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市食育計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 函館市食育推進計画の策定および推進に関すること。
- (2) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる各団体からそれぞれ選出された委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち公募委員は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

学校等関係団体

| | 団 体 名 |
|---|----------------|
| 1 | 函館保育協会 |
| 2 | 函館市私立幼稚園協会 |
| 3 | 函館市小学校長会 |
| 4 | 函館市中学校長会 |
| 5 | 北海道高等学校長協会道南支部 |
| 6 | 函館市栄養教育研究会 |

地域関係団体

| | 団 体 名 |
|----|----------------|
| 7 | 函館市 PTA 連合会 |
| 8 | 函館市子育て支援ネットワーク |
| 9 | 函館市食生活改善協議会 |
| 10 | 北海道歯科衛生士会函館支部 |
| 11 | 北海道栄養士会函館支部 |

生産者・事業者

| | 団 体 名 |
|----|-------------|
| 12 | 函館食品衛生協会 |
| 13 | 函館市亀田農業協同組合 |
| 14 | 南かやべ漁業協同組合 |

公募委員

| | |
|----|--|
| 15 | |
|----|--|